特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桶川市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県桶川市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	母子保健に関する事務						
母子保健法に基づく健康診査の実施に関する事務など。							
②事務の概要							
③システムの名称	健康情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル	名						
母子保健(妊婦)ファイル、母子	子保健(乳幼児)ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法別表の70の項及び母子保健法等						
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施しない] 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	健康推進部 健康増進課						
②所属長の役職名	健康増進課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	総務部総務課総務·情報公開係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	健康推進部健康増進課(桶川市保健センター内) 埼玉県桶川市鴨川一丁目4番1号 電話 048-786-1855						
9. 規則第9条第2項の適	用	I]適用した				
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
	項目評価書]		3) 基礎項目評価書	及び重点項目評価書 及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関について	は、それぞれ重点	(項目評価書又は全功	負目評価書において、	,リスク対策の詳細が記				
2. 特定個人情報の入手(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)にセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+	分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託			〇]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報	提供ネットワークシ	ノステムを通じた提供	を除く。) [〇]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続	[O]接続	しない(入手) [〇]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい					

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2) 十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	・静脈認証、ID・パスワード入力によるログイン管理がされ、所属毎での閲覧可能な情報の制限が設けられている。特定個人情報を扱う場合には、上記ログイン後に改めて静脈認証とID入力による特定個人情報の管理画面へのログインが必要となる。 ・各作業においては複数人での確認を行うようにしており、これらの対策により人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと	デえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢>1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている				
判断の根拠	 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる部屋、書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報の記載がある文書等を廃棄する際は、シュレッダーにて廃棄するように徹底している。 ・使用するシステムへのアクセスが可能な職員は、ユーザーIDと生体認証(静脈)による認証によって限定している。 				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	I -5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 田辺 奈緒子	健康増進課長	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -7. 特定個人情報の開 示・訂正・利用停止請求 請 求先	総務部総務課情報公開・文書グループ	総務部総務課総務・情報公開係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -7. 特定個人情報の開 示・訂正・利用停止請求 請 求先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	埼玉県桶川市鴨川一丁目3番28号	埼玉県桶川市鴨川一丁目4番1号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	電話 048-786-3211	電話 048-786-1855	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ 1. 対象人数 いつの時 点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
	表紙. 個人のプライバシー等 の権利利益の保護の宣言 特記事項	母子保健に関する事務では、事務の一部を外部に委託しているため、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	削除	事後	委託内容に特定個人情報が 含まれていなかったため
令和1年6月26日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつの時 点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目を追加	事後	評価書の様式変更
令和2年5月27日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時 点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和2年5月27日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年6月18日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつの時 点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年6月18日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I -4.情報提供ネットワーク システムによる情報連携②法	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I -5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部	健康推進部	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	連絡先	健康福祉部	健康推進部	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時 点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	ウ //) = + か(カ)	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Iー3. 法令上の根拠	番号法別表第1の49の項及び母子保健法等	番号法別表の70の項及び母子保健法等	事後	法改正のため
令和6年7月10日	I-4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二	削除	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつの時 点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和7年10月31日	点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和7年10月31日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和7年10月31日	IV −8 リスク対策 人手を介 在させる作業	なし	リスク対策 十分である 判断の根拠 ・静脈認証、ID・パスワード入力によるログイン 管理がされ、所属毎での閲覧可能な情報の制 限が設けられている。特定個人情報を扱う場 合には、上記ログイン後に改めて静脈認証とID 入力による特定個人情報の管理画面へのログインが必要となる。 ・各作業においては複数人での確認を行うよう にしており、これらの対策により人為的ミスが 発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	評価書の様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IV-11 リスク対策 最も優 先度が高いと考えられる対策	なし	最も優先度が高いと考えられる対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 対策は十分か十分である 判断の根拠・特定個人情報を含む書類は、施錠できる部屋、書棚等に保管することを徹底している。・特定個人情報の記載がある文書等を廃棄する際は、シュレッダーにて廃棄するように徹底している。・使用するシステムへのアクセスが可能な職員は、ユーザーIDと生体認証(静脈)による認証によって限定している。	事後	評価書の様式変更